

豊浦町介護老人保健施設

やまびこ

入所のしおり

〒 049-5411

虻田郡豊浦町字東雲町16番地1

豊浦町介護老人保健施設「やまびこ」

電話：0142-83-2408（代表）

Fax：0142-83-2477

入所ご案内

介護老人保健施設「やまびこ」は、利用者一人一人の人格を尊重し、療養生活を送れるように、明るく家庭的な雰囲気の中で地域の方々との結びつきを大切にし、リハビリテーションや看護、介護のサービスを通じて心身の自立を促し、円滑な家庭復帰ができるように支援いたします。

また、ご自宅で生活される方については、短期入所（ショートステイ）もご利用できますので、ご利用をご希望される場合は気軽にご相談ください。

ご利用できる方

- ・ 介護保険の認定審査において、要介護認定（要介護1～要介護5）の認定を受けられた方
- ・ 要介護認定が行われていなくても、上記の要件を満たすことが確実な場合であれば対応をすることは可能ですが、その場合は必ず介護保険の認定申請を行ってください。
- ・ 短期入所（ショートステイ）については、上記の要件又は介護認定で要支援と認定された方もご利用になれます。ただし、利用できる日数は要介護度で異なりますので、ご契約されている介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

ご利用手続

- ・ ご利用の申込みは電話でもお受けいたします。支援相談員が利用についてのご説明をいたしますので、お気軽にご相談ください。
- ・ ご利用申込みをされた方で、通院及び入院されている方は、かかりつけ医の添書（病名、病状、服薬、治療内容等が記載されている書類）と、入院されている場合は看護添書（入院時における看護の取組みが記載されている書類）等を必要といたします。
- ・ 入所が決まりましたら、印鑑を持参のうえ次のものを窓口に提出してください。

次のうちで所持されているものを提出してください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 介護保険被保険者証 | 7 国民健康保険被保険者証 |
| 2 介護保険負担割合証 | 8 国民健康保険限度額適用認定証 |
| 3 介護保険負担限度額認定証 | 9 国民健康保険高齢受給者証 |
| 4 後期高齢者医療被保険者証 | 10 特定疾患医療受給者証 |
| 5 標準負担額減額認定証 | 11 生活保護法介護券 |
| 6 重度心身障害者医療費受給者証 | 12 身体障害者手帳 |

入所に必要な生活用品

入所するにあたっては、以下のものをご用意ください。

(衣類)

- 1 日常着 … 着やすい脱ぎやすいものが良いですが、普段着で結構です
- 2 下着 … 基本的には、ご本人が好まれるタイプの物で結構です
- 3 寝間着 … 着やすい脱ぎやすいものが良いですが、ご本人の体の状態に応じてボタン式やかぶり式の物をご用意ください。
- 4 靴下 … 通常のもので結構です。水虫のある方は毎日交換しますので、枚数を多く必要とする場合があります
- 5 上靴 … 必ずカカトのついた歩きやすい靴を2足をご用意ください。スリッパ、サンダル等は転倒する危険性が大きくなります。購入の代行もできますので、ご相談ください。
- 6 タオル … 洗面に使用する分だけで結構です。週2回交換しますので最低5枚必要です。枕にかけるなどする方は7枚程度。

上記衣類については、各4組程度用意していただき、ご本人の状態に応じて枚数を増やすなどの調整を施設からご家族に依頼します。

※お願い

- 1 全ての持ち物に油性マジックでお名前をお書きになってください。
また、洗濯や劣化等で記名が薄くなりますので、定期的に確認し、上書きするなどの対応をお願いいたします。
- 2 タンスが小さいため、季節ごとでの衣類の入れ替えをお願いいたします。
- 3 毛の物など洗濯機で洗えない、乾燥機にかけられない衣類は控えてください。また、吐物や排泄物で汚れた衣類は、感染症対策として漂白剤に浸けるため、色落ちや色移りする可能性があります事をご了承願います。
- 4 上靴につきましては2ヶ月に1回程度の洗浄をお願いいたします。

(日用品)

- 1 洗面用具 (フェイスタオル、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、入れ歯洗浄用ケース、うがいコップ、クシ)
- ※ 自分の歯がある方は歯磨き粉をご用意ください。義歯の方は不要です。
洗面器も洗面時に必要とする方以外は不要です。
- 2 電動シェーバー (男性)・電動フェイスシェーバー (女性)
 - 3 自室飲み物用コップ (蓋付きのストローコップ)
 - 4 ティッシュペーパー
- ※ 食事のはし、コップ、スプーン、フォーク、エプロン等は施設備品を使用していただきますのでお持ちいただかなくても結構です

(その他)

- 1 ポータブルトイレ、車椅子、補装具等、入所前にご使用いただいている用具がありましたら事前にご相談ください。
- 2 オムツ等は施設で用意しております。また、その料金は入所利用料金に含まれています。

※ 2泊3日以上の外泊の場合、オムツ等は一部個人負担となります

- 3 針・はさみ・カッター・ナイフ・カミソリ等、刃物類の持ち込みはご遠慮ください。必要時は施設で貸出しますので、ご使用の際にはナースステーションにお申し出ください。
- 4 爪切りを1本ご用意ください。(普通の爪切りでは切れない硬い爪の場合はニッパー型爪切りをご用意ください)
- 5 現在、服用いただいている薬と説明書をご持参ください。
- 6 テレビ・ラジオ等を自室で使用する方は、2～3mの長さのイヤホンをお持ちになってください。

※ お願い

- 1 貴重品や割れ物の持込はご遠慮ください。
- 2 現金はお小遣い程度(3000円ぐらい)以上のお持込はご遠慮ください。また、その管理は自己責任で行っていただきますので、紛失等が発生した場合については当施設では責任を負いかねます。
- 3 金品等の貸し借り、物のやりとりは行わないようにしてください。

日 課

6:00	7:30	11:30	16:30	21:00
	レクリエーション	レクリエーション		
起床	→朝食	→昼食	→夕食	→消灯
健康チェック	→趣味活動 リハビリ	→入浴(火・金) リハビリ おやつ		

レクリエーションや趣味活動に参加し、他の療養者と親交を深めてください。
また、毎月の誕生会等を行いますので、ご都合がよろしければご家族の方もご参加ください。

生活

1 食事

食堂で皆さんと一緒にお食事をとります。

- ① 食品を差し入れる際には、予めナースステーションにお申し出ください。
(ご本人の病状によっては許可されない場合もあります)
- ② 食中毒予防のため、生ものや手作りの物など日持ちしない食品の差し入れはお控えください。
(どうしても食べさせたい物がある場合はご相談ください)
- ③ パン・餅など、のどつまりしやすい食品はできるだけ控えてください。
- ④ 差し入れの量は1回で食べられる量としてください。
- ⑤ 差し入れは本人にのみ行ってください。
(入所者それぞれに病気などの事情がある事をご承知おきください)

2 入浴

- (1) 身体の状態に応じて、一般浴槽又は特殊浴槽で週2回入浴できます。
特殊浴でも入浴が困難な方はストレッチャーによるシャワー浴で対応します。
体調不良やケガ等で入浴できない場合は清拭を行います。
- (2) 介助の必要な方も、看護・介護職員がお手伝いいたします。
※ バスタオル、フェイスタオル、せっけん、シャンプー等は施設で用意する事ができます。希望される場合は1日50円の費用がかかります。

3 洗濯

- 洗濯は、ご本人又はご家族の方をお願いしております。
ご家族が持ち帰って洗濯していただいても結構ですが、施設内にコインランドリー(1回200円 乾燥機代含む)もございます。
洗剤は、施設で用意してありますのでそれをご使用ください。
※ 本人・ご家族とも実施する事が困難な場合は、有料にて施設で代行するか外部業者を利用していただく事になります。
ご本人との面会の機会を保つためにも可能な限りご家族様の協力をお願いいたします。

4 喫煙

全館禁煙となっておりますのでご了承ください。

5 寝具

- 寝具類は施設でご用意いたします。シーツ交換は週1回行いますが、汚れた場合はその都度交換いたします。
※ 個人の寝具類については保清の観点から持ち込みはご遠慮させていただいておりますが、どうしても必要がある場合は、週1回洗濯していただく事を条件として許可する場合がありますのでご相談ください。

6 理美容

当施設ではアルス理容店に出張を依頼しております。利用される場合は、事前に1階事務で予約手続きをお願いいたします。

・料金	カットのみ	1, 500円
	顔剃り	1, 000円
	カットと顔剃り	2, 000円

(上記金額はアルス理容店のものです)

※ 別紙「床屋について」をご確認ください。

7 面会

- (1) ご家族のご都合がつく限り面会にいらしてください。日中は1階事務室前に、夜間（午後5時30分～午前8時45分）、土・日・祝祭日は併設する豊浦国保病院事務に面会に必要な「パス券発行受付簿」を用意しておりますので、必要事項をご記入のうえ、パス券の交付を受けてください。お帰りの際は、パス券の返却をお願いいたします。
- (2) 面会時間は午前8時から午後8時までです。
- (3) 夜間（午後5時30分～午前8時45分）、土・日・祝祭日は、施設正面玄関が施錠されておりますので、併設する豊浦町国民健康保険病院玄関よりお入りいただき、やまびこ用スリッパに履き替えてから、1階渡り廊下を通ってご来所ください。
- (4) インフルエンザ等、感染症流行期間中は面会制限を実施する場合もございますのでご了承ください。
- (5) ご家族の体調が優れない場合は面会を控えてください。衣類の入れ替えなどが必要な場合は受付窓口にお申し出いただければ職員が対応いたします。

8 外出、外泊

- (1) 外出、外泊の予定がある場合は、事前に予定日時を教えてください。（体調等の理由により医師の許可が出ないことがあります。）
- (2) 外泊日数には制限があり1か月に6日間（最大で7泊8日）となっております。（ご本人の病状によって許可される日数が異なります。）
- (3) 医師の許可ができましたら、サービスステーションで「外出・外泊届出書」に必要事項を記入し提出してください。
- (4) 外出・外泊にお出かけの際及びお帰りになられた際には必ずサービスステーションにお立ち寄りください。
- (5) 外出・外泊される場合は、原則として家族等（知人等含む）の同伴を必要といたします。施設入所者単独での外出は許可いたしかねます。
- (6) 外出・外泊される際に、施設備品（車椅子・歩行器等）の貸し出しを希望される場合は、事前にサービスステーションにご相談ください。

- (7) 外出・外泊中に体調を崩された場合は施設にご相談ください。
緊急的に受診が必要になった場合には、医療機関窓口で入所中である事を説明し、施設にも連絡を入れてください。
- ※ 2泊3日以上の外泊をされる際のオムツ等は一部個人負担となります。
事前に販売店などで購入されるか、施設の物を購入して頂きます。

9 医療機関への受診

(他科受診)

介護老人保健施設では、日常的な医療は施設ですることとされているため、施設医師が施設での医療提供が困難であり、医療機関を受診する必要があると判断した場合のみ受診が可能となります。

受診対応については原則ご家族にお願いしておりますが、病状的にご家族のみでの対応が困難な場合は施設で送迎を行います。

(必要と認められない他科受診)

施設医師の許可なく受診（紹介状がない受診）された場合、請求された医療費の一部又は全額をご負担いただくことになる可能性があります。

(他科受診時の手続)

施設医師が医療機関への受診が必要と判断した場合は、受診先の医療機関に紹介状をお書きいたしますので、医療保険証及び介護保険証と合わせてお持ちになり受診してください。

(入院の取扱)

受診において入院となった場合、施設は退所となります。再入所を希望される場合は、可能な限り受け入れたいと考えておりますが、治療後の状態において改めて入所の可否を判定する事になりますのでご了承ください。

なお、荷物については入院となった時点で1度引き取っていただく事になりますのでご協力をお願いいたします。

10 電話・郵便

- (1) 電話は施設内に設置された公衆電話をご利用ください。(10円・100円硬貨のみ。テレホンカード不可)
- (2) 携帯電話の所持は自己管理できる方のみ可能です。また、同室者の方の迷惑にならないよう公衆電話スペースで使用していただきます。
- (3) 施設に電話する際は、「入所している〇〇の家族です。」とお願いいただくと、お取次ぎがスムーズになります。
- (4) 郵便物はサービスステーションでお受けいたします。小包等の荷物につきましては、ご本人の立会のもと中身を確認させていただきますのでご了承ください。

11 療養室

(1) 4人部屋と1人部屋がありますが、1人部屋は短期入所などに利用するため、基本的には4人部屋となります。

(2) 病状等によって部屋移動が行われる場合があります。

(3) 整理タンス、キャビネット等が設置されています。

※ 清掃等の業務に支障をきたしますので、写真立てや置物等の私物の持ち込みは、最小限として下さい。

(4) テレビ、冷蔵庫については希望の方に設置いたします。

使用開始及び中止については1階事務にて手続きをお願いいたします。
(テレビ・冷蔵庫とも1日の使用料は100円になります。)

※ 冷蔵庫をご使用の方については、食品衛生管理のため賞味期限や食品の状態を確認させていただきますのでご了承ください。

また、食中毒等が懸念されるような状態にあるものについては、処分をさせていただきますので、その旨もご了承ください。

○ 次の事項をお守りください。

- 1 決まりごとを守り、明るく楽しい療養生活をしましょう。
- 2 金品の貸し借り、物のやり取りはしないようにしましょう。
- 3 手元の現金は最小限にしましょう。
- 4 施設内の物品は丁寧にお取扱ってください。
- 5 外出・外泊する際には、必ず指定された手順を経てください。
- 6 職員への金品による心遣いは固くお断りいたします。

○ 問い合わせ、相談について

施設に関するお問い合わせ、ご相談、苦情について対応する職員を配置しておりますので、いつでもお気軽にご相談ください。

○ 見学について

個人・団体に関らず、当施設の都合（行事・感染対策等の理由）により、見学が不可能な場合もございますので、ご見学を希望される場合は事前にお電話（0142-83-2408）をいただけますようお願い申し上げます。

見学中は職員が応接いたしますので、その指示・誘導に従ってください。

入所されている方々の行動やプライバシーを妨げるような行為はしないでください。

見学の際には、お手洗い等衛生についてのご配慮をお願いいたします。

また、現に感染症による体調の不良がある方については、感染防止の観点からご見学はお断りいたしますので、その旨をご理解ください。

床屋について

当施設ではアルスさんに定期的に訪問していただき床屋を実施しておりますが、店舗の休日を利用しての訪問となっておりますのでアルスさんの都合や希望者が少ない場合は予定日に実施されない場合もございますので予め御了承ください。

なお、床屋の予約につきましては、施設1階事務にて事前の予約が必要です。直接アルスさんに予約する形は取っておりませんので、必ず当施設事務経由での予約をお願いいたします。

当日予約も承っておりませんので、面会の際には御本人の髪の伸び具合を確認し、早めの予約をお願いいたします。

床屋の利用料金につきましては入所のしおりのとおりとなっておりますが、御本人の状態等によっては希望通りに実施できない場合もございますので御了承下さい。（認知症等によって顔を動かしてしまうので顔そりできない等）

※ アルスさん以外の理美容院を利用したい場合は、御家族様の対応で行きつけの理美容院に外出する事も可能です。

また、アルスさん以外の理美容院に、御家族様が直接、施設への訪問を依頼して床屋していただく事も可能ではございますが、その場合は必ず事前に予定日をお知らせください。（感染症対策等での入りできない場合もございます。）

なお、必要な道具は理美容院に持参していただく必要があり、終了後には掃除していただく必要もありますので御了承ください。

豊浦町介護老人保健施設